令和3年度 第12回吉川区地域協議会次第

日時:令和4年3月17日(木)午後6時30分場所:吉川コミュニティプラザ 大会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 会長報告
 - (2) 委員報告
 - (3) 事務局報告
- 4 協議事項
 - (1) 自主的審議事項(公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について)
 - (2)分科会の検討報告等について
 - (3) その他
- 5 総合事務所からの諸連絡について
- 6 その他
 - ・次回地域協議会の日程調整

月 日()18時30分から 吉川コミュニティプラザ

7 閉 会



上施第5187号 令和4年2月17日

吉川区地域協議会 会長 山岸 晃一 様

上越市長 中川

(産業観光交流部施設経営管理室)

上越市吉川緑地等利用施設の廃止について(通知)

令和4年2月3日付けで答申のありました、諮問第79号:上越市吉川緑地等 利用施設の廃止について、下記のとおり通知します。

記

諮問のとおり上越市吉川緑地等利用施設を廃止することとし、令和4年上越 市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

今後も関係者と連携しながら当地域の観光資源の有効活用を図ってまいりま

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の 皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ また、この地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただ き、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく 機会でもあります。私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、 この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和4年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募く ださい。
- ★なお、本事業は、令和4年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提とした ものであり、内容について変更となる場合があります。

まずはお気軽にご相談ください!! 上越を彩る28色のまちづくり 地域自治区制度

■募集期間

(金)から 令和4年4月1日 4月21日(木)まで(必着)

■実施方法

- ~事業の内容~
 - 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。
- ~事業を提案できる方~
 - 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする) 法人等及び営利法人を除く。)

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類 や分野は問わず対象となります。

- ※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。
- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業(事業計画の策定や推進 のための会議など)
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

• 事業の目的を達成するために**直接必要な経費を補助**します。

≪ポイント!≫

- 事業を行うために必要な経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費(提出資料のコピー代や郵送代等)
 - ② 応募団体等の運営(人件費、事務所の家賃等)に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費(弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。)
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券(商品券、サービス券等)などの発行に係る経費(個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。)
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・令和4年度末(3月31日)までに事業を完了(経費の支払いを含む。)するとともに、吉川区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額

- ・ 地域自治区ごとの予算(配分額)の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 吉川区の募集にかかる補助率や補助金額の上限・下限などの条件については、吉川区総 合事務所にお問い合わせください。

≪吉川区の予算(配分額)560万円≫

≪ポイント!≫

・補助金の額は 1,000 円単位(1,000 円未満の端数は切り捨て)とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料(団体の規約、見積書、図面など)と あわせ、吉川区総合事務所に持参してください。
- 応募に必要な書類の作成について支援しますので、まずは総合事務所に気軽にご相談く ださい。

≪ポイント!≫

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、郵送での提出にご協力ください。
- ・申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、<u>事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合があ</u>りますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、<u>提案を予定している総合事務所、まちづくりセンターへ事前にご相談ください。</u>
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、<u>土地所有者等と事前の相談を行ってください。</u>(採択後は、所有者の承諾書を提出していただく必要があります。)
- ・応募に必要な様式及びQ&Aは、総合事務所やまちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- 地域自治区ごとに、地域協議会が審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査は、書類審査のほか、プレゼンテーション(審査に先立ち行われる応募者による事業説明)などの方法で行う予定です。
- 審査は次の視点を踏まえて行います。
- (1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。
 - 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を地域協議会が明らかにするものです。

吉川区の地域活動支援事業における採択方針は次のとおりとします。

令和4年度地域活動支援事業 吉川区の採択方針

吉川区地域協議会

吉川区における豊かな地域資源を生かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自 主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の採択方針を定める。

1 採択する事業の分野等

- (1) 吉川区では、下記に掲げる提案事業を採択する。
 - ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みであって、より協働性が 高く地域の活性化に資する事業
 - ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
 - ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
 - ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
 - ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業
- (2) 国、県、市、その他の団体が設置した他の補助制度の要件に合致する事業は採択しない。但し、地域協議会が必 要と認めた場合は採択することができる。
- (3) 同一団体による同様の事業は、10年間に3年を限度とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、これを 超えて採択することができる。
- (4) 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした事業は採択しない。但し、活動を行うために必要不可欠と 地域協議会が認めたものは、採択することができる。

補助額の上限は100万円とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、この限りでない。

補助率は、原則として補助対象経費の100%とする。

- 4 採択審査
- (1) 提案の詳細を把握するため、地域協議会が必要と認めた提案団体はプレゼンテーションを行う。
- (2) 必要に応じて、審査前に全委員による現地視察を行う。 (3) 審査は全委員による採点を行い、順位を決定する。
- (4) 全委員による採点で得られた平均点が25点満点中の13点に満たない事業は、不採択とする。
- (5) 全委員による採点の平均点が高いものから順に区の配分額(以下「配分額」という。)までの範囲で採択する。 累計提案額が配分額を超える時は、配分額の残額を限度として採択できるものとする。その際、辞退の申し出が あれば、次の順位を得た事業を繰り上げて採択することができる。
- 5 提案団体の代表者である委員の取扱い

提案団体の代表者である委員は、採点に加わることができない。但し、協議に参加することを除外するものでは ない。

6 追加募集

追加募集は行わない。

(2) 基本審查・共通審查

基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認す るものです。また、共通審査は、次の審査項目と視点により審査を行うものです。

≪共通審査の項目と視点≫

、八世田王 マスロ こ ルボッ	
審査項目	審査の視点
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。・全市的な方向性と合致しているか。・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。・地域の実情や住民要望に対応したものか。・緊急性の高い提案事業であるか。・ほかの方法で代替できないものであるか。・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

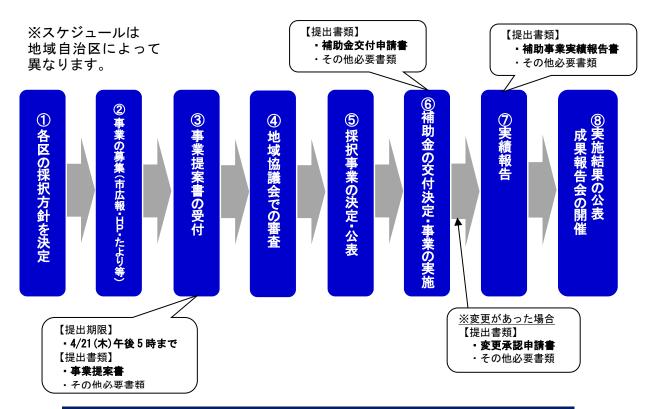
≪ポイント!≫

・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの 結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。吉川区における審査に当たっての基本的な考え方 は、吉川区総合事務所にご確認ください。

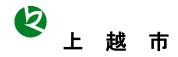
■事業の紹介・公表

- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に 情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成等での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロ一図(事業実施の流れ)



吉川区へのご応募をお考えの方は、まずはお気軽に 吉川区総合事務所にご相談ください!!



<u>吉川区への応募に関する問い合わせ</u> 吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ 〒949-3494 上越市吉川区下町 1126 番地 電話:025-548-2311 FAX:025-548-3011

事業全体に関する問い合わせ

自治・市民環境部 自治・地域振興課(電話 025-526-5111 内線 1429、1584)

令和 4 年度地域活動支援事業 吉川区の採択方針

吉川区地域協議会

吉川区における豊かな地域資源を生かし、いつまでも住み続けたいと思う地域づくりを推進するため、住民自ら自主的・主体的に取り組む事業について、上越市地域活動支援事業の補助採択にあたり吉川区の採択方針を定める。

1 採択する事業の分野等

- (1) 吉川区では、下記に掲げる提案事業を採択する。
 - ◆地域づくり活動に際し、各種団体と住民の協働や住民主体により行われる取り組みであって、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
 - ◆生活・生産基盤に必要な環境整備に資する事業
 - ◆地域文化を守り育て、賑わいを創出する事業
 - ◆子育て支援、青少年育成、福祉の充実など支えあいの心を育む事業
 - ◆地域づくりを担う人材育成に資する事業
- (2) 国、県、市、その他の団体が設置した他の補助制度の要件に合致する事業は採択しない。但し、地域協議会が必要と認めた場合は採択することができる。
- (3) 同一団体による同様の事業は、10年間に3回を限度とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、これを超えて採択することができる。
- (4) 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした事業は採択しない。但し、活動を行うために必要不可欠と地域協議会が認めたものは、採択することができる。

2 補助額の上限

補助額の上限は100万円とする。但し、地域協議会が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 補助率

補助率は、原則として補助対象経費の100%とする。

4 採択審査

- (1) 審査前に提案の詳細を把握するため、地域協議会が必要と認めた提案団体はプレゼンテーションを行う。
- (2) 必要に応じて、審査前に全委員による現地視察を行う。
- (3) 審査は全委員による採点を行い、順位を決定する。
- (4) 全委員による採点で得られた平均点が25点満点中の13点に満たない事業は、不採択とする。
- (5) 全委員による採点の平均点が高いものから順に区の配分額(以下「配分額」という。)までの範囲で採択する。累計提案額が配分額を超える時は、配分額の残額を限度として採択できるものとする。その際、辞退の申し出があれば、次の順位を得た事業を繰り上げて採択することができる。

5 提案団体の代表者である委員の取扱い

提案団体の代表者である委員は、採点に加わることができない。但し、協議に参加することを 除外するものではない。

6 追加募集

追加募集は行わない。

地域活動支援事業 吉川区の審査要領

吉川区地域協議会

1 提案事業にかかる勉強会の実施

提案事業にかかる情報共有(研究)及び委員間での認識の共有(意見交換)を目的に、プレゼンテーションの実施後に勉強会を行う。

なお、勉強会において委員から、採点票の「(1)基本審査」及び「(2)地域自治区の採択方針」 に適合しない提案であるとの意見が出された場合は、提案内容にかかる認識を共有するため、 全委員での意見交換を行う。

2 廃止された他の補助制度の要件に合致する提案の取扱い

提案された事業が廃止された他の補助事業の要件に合致する場合(採択方針 1-(2)関連)には、地域活動支援事業で採択すべき事業であるかを協議すると同時に、その補助事業における補助率等を参考に、廃止された補助事業による補助を受けた団体等との間に不公平が生じないよう、慎重に審査するものとする。但し、地域協議会における審査の結果、廃止された他の補助事業の補助率等を上回る条件で採択することを妨げるものではない。

3 審査手順

採択方針の4-(3)に定める審査では、「(3)共通審査基準」の公益性、必要性、実現性、参加性、 発展性の5項目に各5点を配点し、全委員による採点後にその平均点を算出することにより順位を決定する。

4 その他

審査の方法や手順、採点の結果を左右する重大な方針を決定する必要がある時は、審査会までに地域協議会の会議において内容を協議する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。